

「よおこそフェス」

協賛金・協賛物品取扱要項

第1. 目的

この要項は、「よおこそフェス」(以下、「フェスイベント」という)の開催の趣旨に賛同する企業及び団体から、協賛金等の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2. 協賛の種類

(1) 協賛金

協賛金はフェスイベントの開催を目的とする資金として活用する。

(2) 協賛物品

景品等の物品提供とし、フェスイベントの開催を目的とする資源として活用する。

第3. 協賛金の使途

(1) 協賛金等の使途は、フェスイベントの開催経費及び開催物品等に充当するものとする。

(2) 協賛金等の使途は、よおこそフェス実行委員会(以下、「実行委員会」という。)の協議により必要とされる支出に充てることができる。

(3) 協賛金等の執行にあたっては、事前に実行委員会の承諾を得るものとする。

(4) 協賛金等の執行計画において余剰の協賛金が生じた場合には、次年開催に繰り越すことができる。

(5) 協賛金等の募集期間は「ご協賛案内文書」に準ずる。

第4. 協賛の手続き

(1) 協賛の申し込みは、当実行委員会指定の申し込みフォームによるものとする。

(2) 協賛金を受け入れたときは、当実行委員会より「よおこそフェス協賛金領収書」を交付するものとする。

第5. 協賛金の管理

(1) 協賛金等の受領は、実行委員会の名において行うものとする。

(2) 協賛金等の管理は実行委員会が行うものとし、実務も実行委員会が執り行うものとする。

(3) 実行委員会は、協賛金等の管理において正確且つ適正な管理に努めなければならない。

(4) 「協賛金領収書」の交付はよおこそフェス実行委員会の名において行うものとする。

第6. 協賛物品の禁忌品

協賛物品の提供に当たっては、以下の各号に該当する場合はこれを受領しないものとする。

- (1) フェスイベントの趣旨に反すると認められるもの。
- (2) 法令等に違反すると認められるもの。
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動、風俗営業等に係るものと認められるもの。
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。
- (6) その他、実行委員会において適当でないと認めたもの。

第7. その他

- (1) フェスイベントがやむを得ない事情で中止になった場合でも、協賛金等は原則として返還しない。
- (2) 協賛に関して、個人でのお申込みは受け付けておりません。(個人事業主様を除く)
また、企業・団体様の場合でも、反社会的な活動・運動をされておりフェスイベントに支障を来すと判断した場合、協賛をお断りさせていただきます。